

保護者各位

廿日市くじら保育園

感染症後の登園届(保護者記入)について

保育園は乳幼児が集団で長時間生活をする場所です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぎ、子どもたちが1日快適に過ごせるよう、下記の感染症について医師の診察を受けて登園の許可をもらった後に登園させてください。下記の病気は学校保健法施行規則第18条においてその他の感染症に指定された病気です。

病 名	感染しやすい期間	登園の目安
溶連菌感染症	抗菌剤投与から24時間	抗菌剤投与から1日経過後
手足口病	発症後5日	いつもの食事が食べられる
突発性発疹	発疹出現前から消失までの間	解熱後
りんご病(伝染性紅斑)	発疹前1週間	特に休園の必要なし
ウイルス性胃腸炎 ・ノロウイルス ・ロタウイルス など	便には2～4週間ウイルスが含まれる。 吐物に大量に含まれる。	嘔吐・下痢が治まり、いつもの食事が食べられる
ヘルパンギーナ	発症後数日(便は1か月)	いつもの食事が食べられる
帯状疱疹(ヘルペス)	水ぼうしのある間	全ての発疹がかさぶたになる
マイコプラズマ肺炎	抗菌剤投与後数日間	激しい咳が止まる
ウイルス感染症 ・ヒトメタニューモウイルス ・RSウイルス など	呼吸器症状がある間	呼吸器症状が治まる
この他にも各種伝染性疾患があります。医師に受診・相談していただき、登園許可証の提出を求める場合があります。		

その他、発熱・咳・嘔吐・下痢がある場合にも症状が治まり、集団生活に適應できる状態に回復してからとなります。
また登園の目安は解熱後の翌日、症状が消失してから翌日です。

登園はお子様の全身状態が良好であることが基準です。下記の用紙は保護者が記入します。
.....(切り取り線).....

登園届(保護者記入)

廿日市くじら保育園施設長 様

チーム 園児氏名

病名「

受診医療機関名「

年 月 日から上記の症状が回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園いたします。

令和 年 月 日

保護者名